

ケアホームとグループホームの 一元化について（参考資料）

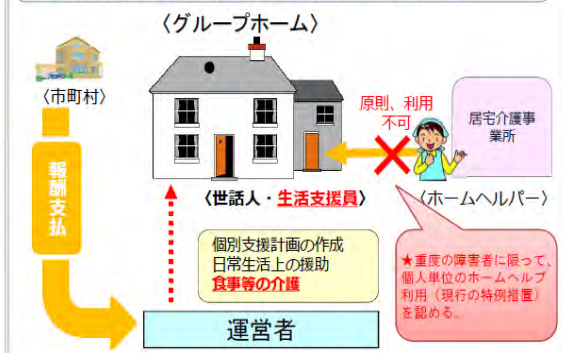
一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

一元化後のグループホームは、**介護を必要とする者**と**しない者が混在して利用**することとなり、また、**介護を必要とする者の数も一定ではない**ことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業員が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス（日常生活の援助等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① **グループホーム事業者が自ら行うか（介護サービス包括型（現行ケアホーム型））**、② **グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか（外部サービス利用型）**のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとする。

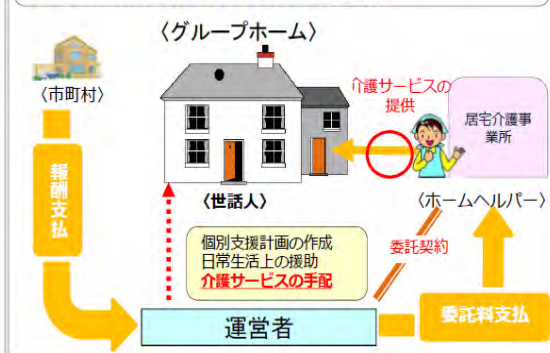
介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に当該事業所の従業員が提供。
- ★利用者の状態に応じて、介護スタッフ（生活支援員）を配置。



外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託。
- ★介護スタッフ（生活支援員）については配置不要。

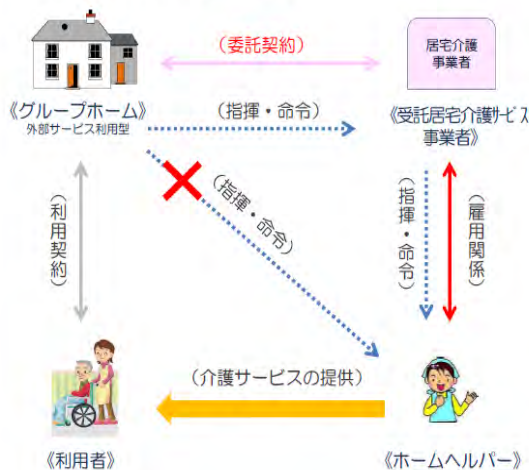


介護サービス委託の基本的な仕組み

介護サービスの提供に係る責任の所在を明確にする観点等から、介護保険の特定施設入居者生活介護を参考に以下の仕組みとすることが考えられる。

- 外部サービス利用型グループホーム事業者は、居宅介護事業者（以下、「受託居宅介護サービス事業者」との間で**文書により委託契約を締結し**、サービス等利用計画書を提案した市町村の支給決定を踏まえたグループホームの個別支援計画に基づき、**介護サービスを手配**。
- この場合、外部サービス利用型グループホーム事業者は、業務に関して**受託居宅介護サービス事業者に必要な管理及び指揮命令を行う**。

（参考）介護サービス利用の関係図



委託可能なサービス

- 居宅介護（身体介護に係るものに限る。）

契約事項

- 委託の範囲
- 委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
- 受託居宅介護事業者の従業者により当該委託業務が居宅介護の運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認する旨
- 委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨
- 委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを確認する旨
- 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

（参考1）現に運営するグループホーム等の移行先 ①

（現行グループホーム → 外部サービス利用型）

- 現行、介護スタッフ（生活支援員）を配置していない『グループホーム』については、基本的に『外部サービス利用型』へ移行するものと考えられる。

※ 新たに生活支援員を配置して『介護サービス包括型』に移行することも可能。

（経過措置）現にあるグループホーム事業所は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなす

グループホーム

《基本的な性格》

- 障害程度区分1又は非該当の者の利用を想定
- 介護の提供は想定されていない

《標準的な支援内容》

- 日常的に必要な相談・援助
- 食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応

障害程度	利用対象	職員配置基準		基本報酬 (6:1)
		世話人	生活支援員	
区分6	▲	10:1以上	設定なし	179単位
区分5	▲	(一体型) 6:1以上		
区分4	▲			
区分3	▲			
区分2	▲			
区分1	○			
非該当	○			

※ 区分2以上は、本人が希望する場合に利用可能

グループホーム（外部サービス利用型）

《基本的な性格》

- **障害程度区分にかかわらず利用可能**
- 介護の提供については、**外部の居宅介護事業所等に委託**

《標準的な支援内容》

- 日常的に必要な相談・援助
- 食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応
- **介護サービスの手配（アレンジメント）**

障害程度	利用対象	職員配置基準		基本報酬 (6:1)
		世話人	生活支援員	
区分6	○	10:1以上	設定なし	179単位 + 外部委託分を出来高報酬として評価
区分5	○			
区分4	○			
区分3	○			
区分2	○			
区分1	○			179単位
非該当	○			

※ 職員配置基準、基本報酬単価については、要検討

(参考2) 現に運営するグループホーム等の移行先 ②

(現行ケアホーム及びグループホーム・ケアホーム一体型 → 介護サービス包括型)

- 現行、介護スタッフ(生活支援員)を配置している『ケアホーム』及び『グループホーム・ケアホーム一体型事業所』については、基本的に『**介護サービス包括型**』へ移行するものと考えられる。
 ※ 他事業所への配置換え等により、平成26年度以降、生活支援員を配置せず『外部サービス利用型』に移行することも可能。

(経過措置) 現にあるケアホーム及びグループホーム・ケアホーム一体型事業所は、指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所とみなす

ケアホーム					グループホーム (介護サービス包括型)				
《基本的な性格》 ○障害程度区分2以上の者の利用を想定 ○当該事業所の従業者が介護を提供 《標準的な支援内容》 ○日常的に必要な相談・援助 ○食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応 ○食事、入浴、排せつ等の介護					《基本的な性格》 ○ 障害程度区分にかかわらず利用可能 ○当該事業所の従業者が介護を提供 《標準的な支援内容》 ○日常的に必要な相談・援助 ○食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応 ○食事、入浴、排せつ等の介護				
障害程度	利用対象	職員配置基準		基本報酬 (6:1)	障害程度	利用対象	職員配置基準		基本報酬 (6:1)
		世話人	生活支援員				世話人	生活支援員	
区分6	○	6:1以上	2.5:1	556単位	区分6	○	6:1以上	2.5:1	556単位
区分5	○		4:1	440単位	区分5	○		4:1	440単位
区分4	○		6:1	362単位	区分4	○		6:1	362単位
区分3	○		9:1	296単位	区分3	○		9:1	296単位
区分2	○		設定なし	208単位	区分2	○		設定なし	208単位
区分1	×	-	-	-	区分1	○	設定なし	179単位	
非該当	×	-	-	-	非該当	○	-	-	

H26.4

※ 職員配置基準、基本報酬単価については、要検討

一元化後のグループホームの人員配置基準等について

(1) 人員配置基準

- 一元化後のグループホームの支援形態を踏まえれば、平成26年4月以降、
 ・ 現行のケアホームの多くは、『介護サービス包括型』、
 ・ 現行のグループホームの多くは、『外部サービス利用型』、
 に移行するものと考えられる。このため、サービス提供時間帯の人員配置基準については、**「介護サービス包括型」については、現行ケアホームの基準と同様の基準とし、「外部サービス利用型」については、現行グループホームの基準と同様とした上で、以下の理由により、世話人の配置基準を現行の「10:1以上」から「6:1以上」に引き上げる。**

- ・ 一元化により、ケアホームとグループホームの利用者に明確な差異がなくなること
- ・ 現行においても、グループホーム、ケアホーム一体型事業所の場合は「6:1以上」の配置を求めていること
- ・ 現に9割以上の事業所が「6:1以上」の配置を行っていること

(経過措置) 現にあるグループホーム事業所の世話人の配置基準は、当分の間、「10:1以上」とする。

(参考) グループホーム、ケアホームの基本報酬の算定状況 ※ 共同生活介護・共同生活援助サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)のみ計上

	グループホーム		ケアホーム	
	事業所数	割合	事業所数	割合
4:1	1,447	48.9%	2,285	61.3%
5:1	690	23.3%	718	19.3%
6:1	720	24.3%	723	19.4%
10:1	104	3.5%	-	-
合計	2,961	100.0%	3,726	100.0%

(出典) 国保連データ(平成25年4月サービス提供分)

(2) 事業所の質の確保

- グループホーム入居者の重度化・高齢化を背景に、グループホームにおけるサービスの質の確保・向上を図る必要があるとの指摘がある。このため、介護福祉士や精神保健福祉士など**有資格者の配置が促進されるような支援措置**のほか、介護保険の地域密着型サービス事業所と同様に「**運営推進会議**」の設置を各グループホーム事業者に義務付けて地域に開かれた運営とすることも中長期的な課題として検討する必要がある。

(参考) 運営推進会議の概要

利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域との連携が確保され、かつ、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保・向上を図ることを目的として設置

(3) 日中・夜間の支援体制、医療が必要な者等への対応

ア 日中の支援体制

日中については、日中活動サービスを利用しているなど多くの利用者が共同生活住居外にいることから、職員配置の義務化は行わず、**現行の日中支援加算の拡充・見直し等により対応**することを検討する。

イ 夜間の支援体制

夜間については、軽度者のみが入居する事業所など必ずしも夜勤配置の必要のない事業所もあることから、職員配置の義務化は行わず、**現行の夜間支援体制加算及び夜間防災・緊急時支援体制加算の拡充・見直し等により対応**することを検討する。

ウ 医療が必要な重度者等に対する支援体制

グループホーム、ケアホームにおける医療サービスの提供実態（ほとんどが「投薬・服薬管理」であること）を踏まえ、看護職員等の配置の義務化は行わず、**現行の医療連携体制加算の拡充・見直し等により対応**することを検討する。

→ ア〜ウの現行加算の拡充・見直しの具体的な考え方・その適用時期については、平成26年度予算編成過程の中で検討。

一元化後のグループホームの設備基準等について

(1) 基本的考え方

- 「介護サービス包括型」と「外部サービス利用型」は、現行のグループホームとケアホームの基準に差異がないことを踏まえ**共通の基準を設ける**（サテライト型住居の設備基準については後述）。
- 平成23年に成立した地域主権一括法の施行により、グループホーム・ケアホームの設備に関する基準については、「**従うべき基準**」（必ず適合しなければならない基準）とされた居室面積基準などごく一部を除き、**現行も、各地方自治体の責任において、地域の実情に応じた適切な基準を定めていただいている**。このため、**国の基準については、共同生活住居の入居定員に関する基準を除き、基本的に現行どおりとする**。
- その上で、事業者の意向等により、肢体不自由者や重症心身障害者、行動障害のある者など**それぞれの障害特性に対応したグループホームを設置する際の支援方策について検討**する必要がある。

(2) 共同生活住居の入居定員

(参考) グループホーム、ケアホームの主な基準に係る条例委任の考え方

- 障害者のグループホームについては、障害者が地域において少人数で互いに支え合って暮らす住まいの場であることから、**新築の場合の共同生活住居の入居定員は、現行どおり10人以下とする**。
- ただし、都市部等において、**既存の10人以上が入居する共同生活住居を建替える場合**であって、近隣の住宅地等に新たに土地を確保できないなど**建替え後に共同生活住居を複数に分けて設置することが困難な場合**については、現に入居している者の利用者保護の観点等から、**その時点の入居定員の数を上限として、例外的に10人以上の入居定員の共同生活住居の設置を可能とする**。
- さらに、グループホームに地域の居住支援のための機能を付加的に集約する場合においては、**一定の規模に関する特例**を設ける。

基準の類型	基準の例	厚生労働省の対応
人員配置基準	世話人：常勤換算で利用者数を10で除した数以上 等	従うべき基準
居室面積基準	居室：収納設備を除き、7.43㎡以上 等	従うべき基準
人権に直結する運営基準	○ 内容及び手続きの説明及び同意 ○ サービス提供拒否の禁止 ○ 身体拘束等の禁止 等	従うべき基準
利用定員	共同生活住居の入居定員：原則2人以上10人以下 等	標準
上記以外の施設・設備・運営基準	○ 共同生活住居の立地：住宅地かつ入所施設又は病院の敷地外 ○ 心身の状況等の把握 ○ サービスの提供の記録 等	参照すべき基準

一元化後のグループホームにおける報酬のあり方

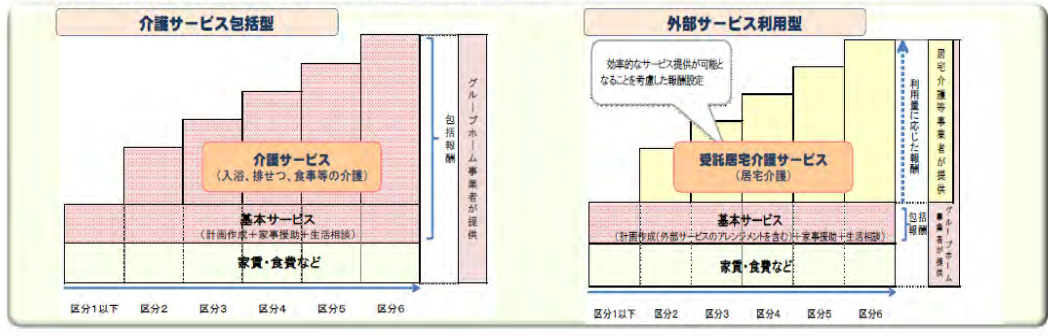
(1) 介護サービス包括型の報酬

- 介護サービス包括型については、グループホームの従業者が介護サービスも含めた包括的なサービス提供を行うことから、**現行ケアホームと同様に、障害程度区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定**することが考えられる。
- その場合、**現行、経過的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプ利用**については、平成26年4月以降についても、必要な支援の質・量を担保する観点から、**新規の利用も含め、当分の間、認める**ことが必要である。

(2) 外部サービス利用型の報酬

- 外部サービス利用型については、介護を必要としない者も利用するため、
 - ア **利用者全員に必要な基本サービス**（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）は、包括的に評価し、
 - イ **利用者ごとにそれぞれのサービスの必要性やその頻度等が異なる介護サービス**については、個々の利用者ごとにその利用量に応じて算定する仕組みとすることが考えられる。
- その場合、一元化後のグループホームで外部の居宅介護サービスを利用した場合であっても、その費用が基本サービス分も含めて、**現行ケアホーム（一元化後の介護サービス包括型）とそれほど変わらない水準となるよう、安定的な運営や効率的なサービス提供が可能となること等を考慮した居宅介護の算定方法を検討する必要がある。**

(参考) 介護サービス包括型と外部サービス利用型の報酬のイメージ



サテライト型住居の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく、また、物件が見つかったとしても界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設



サテライト型住居の設備・運営基準について

(1) 設備基準に関する論点

- サテライト型住居を設置する場合の本体住居・サテライト型住居の設備等の基準については、下表によるものとする。

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下 ※	1人
ユニット(居室を除く)の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器(携帯電話可)	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	

※ サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする(事業所の利用定員には含む)。

- また、本体住居との密接な連携を確保する具体的な要件として、次の要件を設けるものとする。

☆ 本体住居とサテライト型住居の入居者が日常的に相互に交流を図ることができるよう、原則として、**サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、概ね20分以内に移動することが可能な距離**であること。

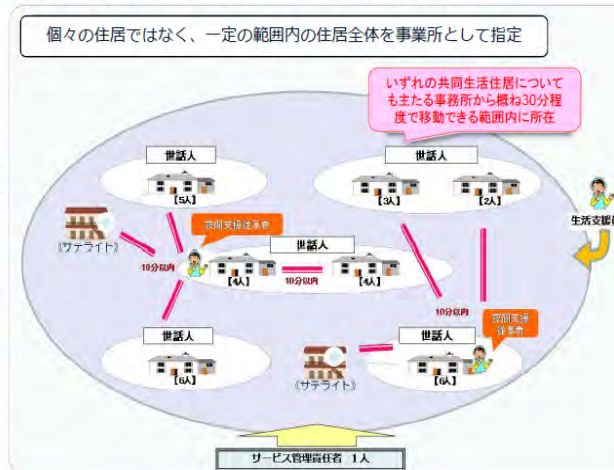
☆ 1つの本体住居に対する**サテライト型住居の設置か所数は原則として、2か所(本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所)を限度**とすること。

(2) 人員配置基準に関する論点

- グループホームについては、一定の範囲内の住居全体を事業所として指定するため、**人員配置基準についても、個々の住居ごとではなく事業所単位で適用**している。

このため、サテライト型住居を設置した場合であっても、**特段の人員配置基準の上乗せは行わない**ものとする。

(参考) グループホーム・ケアホームの事業所指定のイメージ



(3) 運営基準に関する論点

- サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、**本体住居の従業員による定期的な巡回等により支援を行う**ものとする。

- この場合の「定期的な巡回等」とは、**原則として毎日の訪問を想定**しているが、訪問回数及び訪問時間等については、**適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであること**から、利用者の心身の状況等に応じて、**訪問を行わない旨を設けるなど柔軟な設定を可能とする**。

(4) サテライト型住居の報酬設定に関する論点

- 人員配置基準の上乗せを行わないため、**本体住居の基本報酬と同水準**とする。
- その上で、単身生活等への移行を促進する観点から、現行、退去後の居住の場の確保など単身生活に向けた支援を評価する自立生活支援加算の算定要件の見直し等を行うことを検討する。